

## 令和2年度 社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会事業計画

### 事業方針

一昔前の社会福祉協議会の取り組みは、地域の高齢者や障害者、または生活困窮者の一面的な支援に関わることが多かったのが実際です。しかしながら、社会的孤立、複合的課題を抱える世帯が増えている一方、多様な生き方や文化を持った方が共生しあう地域になっている昨今、一人の力・一機関の力・一サービスの力で対応できることは少なくなってきました。これまでの社会福祉協議会が大切にしてきた行政、専門機関、市民活動、事業者など様々な活動との協働による福祉のまちづくりの視点が新しい時代でも大切であり、「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいきます。

まず、高齢者支援では、地域ケア会議や協議体等の課題共有を図る場の充実や、生活支援コーディネーター業務の推進を図る中で、課題の発見、地域ネットワークの構築、社会資源づくりを市民とともに進めていきます。また、障害者福祉センターでは、必要とする方への支援を確実に届けるとともに、障害を抱える方の自己実現・社会参加が進むよう、地域交流や地域貢献を果たしながら共生できる社会づくりを目指します。権利擁護センターでも、市民成年後見人の養成を進めるとともに、市民力と関係機関とのネットワークを活かした法人後見業務の構築に取り組み、新しい成年後見制度の仕組みづくりを行っていきます。

他方、生活福祉資金貸付事業を始め、相談事業全般において、経済的課題のみならず既存の仕組みでは対応できない複合的な課題を抱えた世帯への支援に関わることが増えています。こうした課題に対して地域で受け止める力が高まっていくよう社会福祉法人間のネットワークづくりの推進や、小学校区単位で取り組みを進める地域づくりの会に継続して取り組んでいきます。ボランティア・市民活動センターにおいても、分野や産業の枠組みを超えた市民協働や、支援を必要とする側とされる側の枠組みを超えた市民参加の場づくりに関わることで、誰もが社会参加できる地域づくりを目指します。

法人全体を見渡すと、人材確保の面では仕事しやすい環境づくりと生産性を高めていく働き方改革が、財源確保の面では運営の基本となる会費収入や寄付金収入の新たな方策を進めていくことが急務となっています。役員間、管理職員間をはじめ、法人全体で課題共有を行いながら具体的取り組みの検討を進め、市民に信頼され必要な事業を着実に実施していけるよう組織基盤の整備をしていく考えです。

## 重点目標

### 1. 社会福祉協議会の経営基盤

会費収入、寄付金収入等が伸び悩む中、財源の安定的確保は継続した課題となっています。様々な形での広報や、広く地域の場に社会福祉協議会が関わることで「事業の見える化」を図り支援者を増やしていくとともに、多様なかたちで寄付につながる取り組みを検討していきます。

### 2. 小地域福祉活動の推進

おおむね小学校区域で、住民や関係機関が共に地域課題や支援を必要とする人の問題について共有し、地域福祉の拡充に必要な取り組みを進めていく「福祉のまちづくり懇談会」から「小地域福祉推進組織づくり」につなげていきます。

### 3. 生活支援コーディネーター業務の推進

生活支援コーディネーター事業は、市域全体に関わる第1層と地域包括支援センターを基盤にかかわる第2層という複数のコーディネーターの持つ力を活かし、高齢者の生活支援・介護予防の場づくりを広げていきます。

### 4. ボランティア・市民活動の促進

一人ひとりの社会参加につながる活動や活躍の場づくりに取り組みます。また、公益的な取り組みに関わる多様な活動団体の力を活かし、地域課題の改善に繋がる取り組みが広がっていくよう地域協働事業の推進に関わっていきます。

### 5. 障害者福祉センターの充実

第三者評価により明らかになった課題に対し、必要な対応を着実に進めていく中で、サービスの質の向上を図るとともに、地域交流などに積極的に取り組み、開かれた施設運営を目指していきます。

### 6. 社会的孤立を生み出さない相談支援と地域づくり

権利擁護センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活福祉資金貸付事業などの相談事業を実施していく中で、支援を必要としている人の問題に切れ目なく、漏れなく関わっていくことを目指し、関係機関との連携を強化するとともに、必要な社会資源づくりや地域で支える取り組みを推進します。



## 基本事業

### 1. 経営組織

(1) 健全な法人運営を行うために必要な経営体制を整備します。

項目	内容	重点・変更点など
1 理事会、評議員会	(1)健全な法人運営が行われるように努めます。	
2 業務遂行体制の整備	(1)事業展開に応じた組織・職員体制を見直し、効率的な業務体制を構築します。 (2)業務マニュアルの作成を通して、課題を抽出し、業務手順の見直しを行います。	○業務マニュアルの見直し、更新。 ○業務処理手順の再点検、検討。
3 職員育成	(1)研修計画に基づく研修の推進に取り組みます。 (2)階層別の職員研修を行い、それぞれの職員が、役割を自覚し十分に力を発揮できるように取り組みます。 (3)業務に関連する知識、技術の習得を目的として業務関連研修に積極的に参加します。 (4)内部研修の実施により、各担当業務の相互理解を促進するとともに、連携強化を図ります。	○階層別の研修実施 ○OJT研修の実施 ○内部研修の実施
4 働き方改革	(1)働き方改革制度に対応するため、仕組みを整備するとともに、併せて業務の取り組み方の見直しを行います。	

### 2. 財源確保

(1) 地域福祉や社会福祉協議会への理解を得ながら、多様な形での財源確保を図ります。

項目	内容	重点・変更点など
1 ふれあいバザー	(1)きよせふれあいまつりで実施します。 (2)地域の催しにバザー・フリーマーケットで出店します。	○11月7日(土)
2 ふれあい募金箱	(1)市内公共施設、商店などに21箇所設置。更に、社協だよりやホームページで設置協力店の紹介を行い、PRを強化するとともに、設置箇所の拡充を図り、募金額の増額を目指します。	○設置協力店の拡充 ○募金協力の周知
3 広告料収入	(1)社協だより、ホームページの充実を図り、広告主数、広告料収入増を図ります。 (2)ホームページを活用した社協だより広告主の募集を強化します。	
4 自動販売機収益	(1)コミブラ3台、障害者福祉センター1台、市民活動センター1台継続設置。 (2)プライベート水族館販売代理事業継続。	

項目	内容	重点・変更点など
	(3)その他、既存設備を活用した新規事業を検討します。	
5 入れ歯リサイクル事業	(1)社協、市役所、地域市民センターなどに回収箱を設置。(全11箇所) (2)地域のイベントなどで協力を呼びかけます。	○設置場所の拡充
6 応益負担	(1)車椅子等貸出(有料)を継続します。 (2)ふれんどサービス、杖販売など一定のコストがかかる事業には、利用者負担を継続します。	

### 3. 会員増強

- (1) 社会福祉協議会の基盤となる会員の増強や地区福祉員との連携強化に取り組むとともに、会員への情報提供などに努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 会員増強運動	(1)会員増強月間を4月に実施します。【継続】 (2)きよせ社協わがまちかわらばんの内容を見直します。 (3)既存の会員への呼びかけを継続するとともに、新たな層(若年層など)への呼びかけを強化します。	○会員増強月間を7月から4月に変更し、年度初めから会員増強に取り組めるようにします。【継続】 ○かわらばんの内容を見直し、より読みやすく、親しみやすくなるよう努めます。 ○地域イベントへの参加等を通じ、周知活動・情報収集を行います。

### 4. 広報広聴

- (1) 社会福祉協議会や地域福祉全般に対する理解を深めるため、広報活動を積極的に行うとともに、市民ニーズの把握に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 きよせ社協だよりの発行	(1)年6回発行します。 (4/15、7/1、9/1、11/1、1/1、3/1) (新聞折込み他27,000部予定) (2)モニター制など読み手の意見を吸い上げる工夫を行います。	○幅広い年齢層が身近に感じる誌面づくりを継続していきます。 ○より多くの方の目に留まるよう記事の内容や配布方法を検討します。
2 きよせ社協わがまちかわらばん	(1)会員向け情報誌として年2回発行します。 (4月、10月 各4,000部) (2)掲載内容の見直しを行います。	○会費用途や事業説明、地域情報などを会員へ提供します。



項目	内容	重点・変更点など
3 ホームページの充実	(1)職員全体で随時更新に取り組み、必要な情報を取得しやすくします。 (2)社協及び地域の取り組みやニュースを広く掲載していきます。 (3)ページ構成の見直しを行います。 (4)Facebook ページの内容充実を図ります。	○H30.10～Facebook ページを開設。これの充実と他の SNS の活用に取り組む。
4 地域イベントへの参加	(1)きよせ市民まつりをはじめ、地域で行われる催しなどに参加し、模擬店実施や運営協力をする中で、社協事業や共同募金運動などの啓発を行います。	
5 継続的な広報活動	(1)地域懇談会や出前講座、交流会など、日常的な社協事業を通じた取り組み紹介を行います。	○パンフレットの改訂

## 5. 地域福祉事業

### (1) 地域福祉活動推進委員会

平成28年3月に策定した、第3次地域福祉活動計画の推進を図るため、地域福祉活動計画推進委員会により、継続的に計画の進捗状況を評価するほか、計画推進の課題分析と推進されるべき方策を検討していきます。

また、第4次地域福祉活動計画策定に向けた準備を行います。

### (2) 小地域福祉活動の促進

身近な地域の中でたすけあい活動をはじめとした、地域を良くしていくために必要な取り組みが進んでいくよう、市民や関係機関の人たちが繋がり、話し合い、実践していく取り組みづくりに関わっていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 福祉のまちづくり懇談会・地域づくりの会	(1)市内の各地域で、意見交換を重ねながら地域の福祉課題を共有・把握し、福祉のまちづくりに必要な取り組みを考えていく場を設けます。	○コミュニティはぐくみ円卓会議と共催で、継続的に地域づくりの会を実施していきます。 ○必要に応じて小地域アンケートや学習会を実施します。
2 小地域福祉推進チームづくり	(1)福祉のまちづくり懇談会の取り組みを進める中で、概ね小学校区を単位に地域住民・団体が主体的に取り組を進めていく組織づくりを目指していきます。	○地域力向上のため、組織立ち上げ後も支援継続していきます

項目	内容	重点・変更点など
3 近所福祉活動応援成	(1) 社協会員が関わる地域単位の福祉活動に対し助成を行います。	

### (3) 地域福祉活動の促進

地域活動がより促進されるよう、身近な地域でたすけあいに関わるきっかけ・人材仕組みづくりに取り組んでいきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 地域ささえあいサポーターの養成	(1) 支援を必要とする人の問題に気づき、見守り・ささえあいなど、身近な地域で福祉活動に関わる市民づくりを行います。	○実施に向け関係機関と協議を進めます。
2 生活支援コーディネーター（第1層）の配置	(1) 市内全体の地域課題や不足する社会資源を捉え、主に高齢者の介護予防や生活支援につながる仕組み作りに関わります。 (2) 第1層協議体運営	○第2層生活支援コーディネーターと連携して、介護予防や生活支援につながる仕組みづくりをすすめます。
3 サロンマップの発行	(1) 地域の繋がり・健康づくりを行う活動情報を分かりやすく市民に提供し、活動と市民参加の接点づくりを行います。	○新規サロン等の情報収集をします。 ○情報を得にくい人に届ける方法を検討します。
4 地域福祉活動応援成	(1) 地域福祉活動団体や住民有志が実施する、地域でのささえあい活動に対して助成を行います。	○ボランティア・市民活動センターなどと連携し、周知を行います。
5 活動備品の貸出	(1) 地域の繋がりづくりを促すため、活動備品の貸し出しを実施します。	
6 きよせふれあいまつり	(1) 地域活動団体や社会福祉施設間のネットワークづくりと、それぞれの活動を広く周知するため、事務局として実施運営に関わります。	○11月7日（土）実施予定
7 なんでも相談	(1) 社会福祉法人社会貢献事業協議会においてなんでも相談の役割を担い、支援が必要な人の問題への対応力を強化します。 (2) 避難者など支援を必要としている方の相談対応や必要な情報提供を行います。	○制度の狭間にある方への対応力を強化します。 ○相談に応じて、関係機関などと連携し、必要な場づくりやネットワークを構築します。
8 介護予防活動団体育成事業	(1) 介護予防につながる活動に対して、相談支援や助成を行います。	
9 地域福祉セミナー	(1) 実践報告などから地域福祉の考え方を学ぶセミナーを実施します。	



項目	内容	重点・変更点など
10 福祉情報誌 【新規】	(1)困ったときに役立つ情報や福祉の仕組みなどがわかる情報誌を作成します。	○プロジェクトチームでの検討をすすめます。

#### (4) 地域支援ネットワークづくり

地域の中で課題となっている取り組みや、これからの地域づくりに必要な取り組みを関係者・関係団体とともに考え、協働して進めていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 子ども・家庭支援連絡会	(1)子どもや子どものいる家庭をめぐる地域の問題を共有し、子ども・家庭支援に必要な取り組みを考えていく場づくりを行います。	
2 社会福祉法人による社会貢献協議会	(1)社会福祉法人の社会貢献事業義務化に対し、市内全法人が連携して地域での公益的な取り組みを進める協議会の事務局を担うとともに取り組みを進めます。	
3 サロン活動団体連絡会	(1)サロン活動の現状と課題を共有し、連携を図る中で、サロン活動の推進に必要な取り組みを検討していきます。	

#### (5) 地域福祉サービス

公的なサービス等で対応が困難な部分について、必要な支援サービスを実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 ふれあいコール	(1)ひとり暮らし高齢者の安否確認と孤独感解消を目的に電話を差し上げるサービスを実施します。	
2 ふれんどサービス	(1)軽度の生活困難が生じている方に対する必要な介助や家事援助などを地域の助けあい、支えあいにより実施します。	○他機関、他部署との連携強化を図ります。
3 車椅子貸出事業	(1)市内在住者または社協会員に対して一時的に有料で貸出する。配送についても有料で対応します。	
4 養護児童の自立支援	(1)歳末たすけあい募金の配分事業として、児童養護施設から自立する児童に自立支援金を支給します。	

(6) 緊急援護

自立に向けて緊急的な支援が必要な方（世帯）に対し、支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 法外援護	(1)喫緊の交通費等を必要とする方に、支援を行います。	
2 災害見舞金	(1)火災、風水害、震災等の災害を受けたときに消防署長及び清瀬市の意見を聞き、見舞金を送ります。	
3 応急生活支援	(1)生活が窮迫し、緊急的な支援を要する生活困窮者で自立が見込まれるものに対し現物給付により支援を行います。	
4 食糧支援【新】	(1)困窮世帯に他機関と協働して食糧支援の仕組みをつくります。	○どのような仕組みがあればよいか検討を行います。

6. 生活福祉資金貸付事業(東京都社会福祉協議会受託事業)

(1) 低所得・障害者・高齢者世帯に対し、貸付と相談支援を行なうことにより、世帯の自立と生活の安定を図ります。また、災害時の対応マニュアルの整備など災害時に速やかに相談対応できる体制づくりを行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 生活福祉資金	(1)低所得・障害者・高齢者世帯を対象とした目的別の貸付を実施します。	
2 教育支援資金	(1)修学世帯に対する入学金および学費等の貸付を実施します。	○早期相談につなげるため、関係機関と連携強化するよう説明会を実施します。
3 緊急小口資金	(1)緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合で真に臨時的生活費が必要な方への貸付を実施します。	
4 総合支援資金	(1)失業や減収により困窮している世帯への生活の立て直しのための生活費や一時的な資金の貸付を実施します。	
5 不動産担保型生活資金	(1)居住用不動産を担保とした高齢者世帯向け貸付を実施します。	
6 臨時つなぎ資金	(1)住居のない離職者が公的給付・貸付を受けるまでの当面の生活費の貸付を実施します。	
7 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	(1)ひとり親家庭の親が、訓練促進給付金を利用し養成機関に通うための入学準備金と卒業後の就職準備金貸付を実施します。	



## 7. 共同募金事業

- (1) 気軽に募金できる機会を増やすとともに、使いみちを分かりやすく伝え共感を得られる募金をめざしていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 地区協力会 配分推せん 委員会	(1) 共同募金の推進と配分に関する事項を審議するために実施します。(年3回)	
2 赤い羽根共 同募金	(1) 公的財源では対応しがたい福祉ニーズに対応する社会福祉施設に配分します。 募金期間 10月1日～10月31日 ・団体への協力依頼 ・街頭募金の実施 ・募金箱設置依頼 ・市民まつりでの街頭募金と啓発	
3 歳末たすけ あい運動募 金	(1) 地域のたすけあいにつながる取り組みに対して配分します。 募金期間 12月1日～12月31日 ・団体への協力依頼 ・街頭募金の実施 ・募金箱設置依頼 ・歳末カレンダー市の実施	
4 子ども募金 ボランティア 講座	(1) 共同募金の理解を図り、募金活動の体験を行う場を作ります。 【講座】募金理解と募金箱の工作 【体験】募金配分団体での体験ボランティア 【実習】街頭募金活動 【取材体験】配分施設への訪問、施設体験、ニュース作成	
5 募金百貨店	(1) 企業、事業所が無理なく募金に参加できる仕組みを作り、地域のたすけあいや福祉施設の充実に取り組みます。	

## 8. きよせボランティア・市民活動センター

主体的な市民参加によるボランティアと市民活動が広がっていくことを目指します。

### (1) 基本事業

項目	内容	重点・変更点など
1 運営委員会	(1) ボランティア・市民活動の活動推進と課題に対する検討を行います。(年4回)	
2 相談・登録・紹介 (コーディネーター)	(1) ボランティアの参加を促進するとともに、ボランティアを必要とする場面に繋げるための相談支援を行います。 (2) 個人・団体ともに登録制度を設け、センターと活動者がつながり、共に活動を促進していくことを目指します。	○困難を抱える方のボランティアを広げる場づくりを行います。
3 広報資料の発行	(1) センター事業の見直しに合わせ、リーフレットを随時発行します。 (2) ボランティア募集情報の収集と合わせ、随時ボランティア募集情報チラシを発行します。 (3) 活動団体の情報をまとめたガイドブックを発行します。	
4 ボランティア・市民活動ニュースの発行	(1) 毎月25日にボランティア・市民活動の情報を集めた「きよせぼらかつニュース」を発行します。	○市内での配布先を拡充します。
5 保険の受付	(1) ボランティア保険 (2) 行事保険	
6 活動室の整備、貸出	(1) 活動備品の貸出 (2) 登録団体への活動室貸出 (3) 交流サロンコーナー	○活動室予約開始日を早め利便性を高めます。

### (2) 催し

項目	内容	重点・変更点など
1 ボランティア相談・説明会	(1) ボランティア、地域福祉活動の説明を行うとともに気軽に相談できる会を定例的に実施します。	○個別相談会の充実を図ります。
2 夏の体験ボランティア	(1) 小学生以上を対象に、社会福祉施設でのボランティアや地域活動の場を広く体験する機会を設け、ボランティア意識の向上と理解を図ります。	○市民活動団体の力を活かした体験の場を拡充します。
3 ボラカフェ	(1) 大学生向けのボランティア相談会を実施します。 (2) 大学生向けが地域と繋がるボランティア体験プログラムを設けます。	



項目	内容	重点・変更点など
4 ボランティア・市民活動の発表と繋がる場	(1) ボランティア・市民活動見本市 (2) 地域デビューイベントの実施	

### (3) 講座・研修事業

新たな担い手の育成や仲間づくりのための講習会などの実施に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 手話奉仕員養成講座 (入門課程)	(1) 聴覚障害者との交流活動、災害時のコミュニケーション支援を行うボランティア養成講座を実施します。	
2 音訳ボランティア養成講座	(1) 視覚障害者の情報保障を図るボランティアを養成する講座を行います。	
3 災害ボランティア学習会	(1) 大規模災害発生時に備え、「地域住民だから担えるボランティア」の育成と継続的に学習会を行います。	
4 寄り添い傾聴ボランティア講座	(1) お話し相手・見守りなどの活動に繋がるボランティア講座を実施します。	
5 地域活動団体支援講座	(1) 広報や活動の運営方法に関する学習会を実施し、主体的な活動が促進されることを目指します。	
6 福祉教育の推進	(1) 小中学校を中心に、社会福祉への理解を深める学びの場を提供します。	

### (4) つながり・ネットワークづくり

項目	内容	重点・変更点など
1 ボランティアのつどいの場づくり	(1) 様々な場で活動するボランティアがお互いの活動を知り合い・思いを共有し合うことで、活動のさらなる活性化を目指します。	
2 ボランティアコーディネーター連絡会	(1) 福祉施設等のボランティア受け入れ担当者間で、受け入れの現状、活動の実際等を共有する場を設け、適切な受け入れが進むことを目指します。	
3 ボランティア・市民活動登録団体連絡会	(1) 登録団体とセンター間の情報共有とニーズ把握を目的に実施します。	

項目	内容	重点・変更点など
4 NPO 法人連絡会	(1)NPO 法人の現状や課題を共有するとともに、法人に必要な情報等を伝えていく場づくりを行います。	
5 地域協働事業	(1)センターがボランティア・市民活動団体をはじめとした多様な主体と協働事業を行う枠組みをつくり、地域課題の改善に取り組みます。	○新たに公募による事業募集を行います。
6 動物問題を考える会	(1)市民団体、行政、福祉関係者との検討会を実施します。 (2)動物問題に関わる市民のワークショップを実施します。	○共に考える市民づくりに新たに取り組みます。
7 商工農事業者へのアンケート・ヒアリング実施【新規】	(1)多様な主体の参画・協働による地域づくりにつなげるため、市内の産業主体へ地域づくり・社会貢献・協働の意向把握を行います。	

(5) 高齢者の介護予防と活動のきっかけづくり

項目	内容	重点・変更点など
1 高齢者男性料理教室	(1)60歳以上男性の地域デビューと仲間づくりを促進するために実施します。 ・1年目 年6回(定員20名) ・2年目 年10回(定員20名)	
2 介護サポーター事業	(1)65歳以上の方が、市内の高齢者福祉施設などで社会貢献活動を行うごとにポイントを付与し、そのポイントに応じた交付金を交付することで、地域への社会参加と介護予防の推進を図ります。	



## 9. あいねっと（きよせ権利擁護センター）

成年後見利用促進法の施行により、制度への市民の関心も高まってきました。認知症や知的障害、精神障害などの理由により意思決定が困難であっても、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を利用することによって、住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう支援します。

令和2年度は市民にとって、より身近な法人として法人後見の受任を進めていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 運営委員会	(1) 権利擁護センターの適切な運営を図るため事業報告、事業計画、重要事項等を審議します。(年2回)	
2 事例検討会	(1) 弁護士等で構成される事例検討会で、成年後見制度の利用支援や対応困難事例等に対し助言を受け、今後の支援に活かします。(年4回)	○死後事務及び事務管理について継続検討します。
3 広報啓発	(1) 社協だよりやホームページ、市報での広報、リーフレットを配布します。また、一般市民向けの権利擁護セミナー(年2回)、福祉・医療関係機関向けのセミナー(年1回)を実施します。	

### (1) 福祉サービス総合相談事業

広く高齢者や障害者の方たちが適切に福祉サービス利用に繋がり、権利侵害なく日常生活が送れるよう相談支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 一般相談、苦情相談	(1) 福祉サービスの利用相談、判断能力が充分でない方の権利擁護相談、福祉サービス利用に係る苦情相談を受け付めます。 (2) 苦情相談の利用者向けチラシを配布し周知を図ります。	○事業所及びサービス利用者への理解促進を図ります。 ○相談事例の積み上げを行います。
2 福祉法律専門相談	(1) 弁護士が法律的な事柄を含む問題に関する相談に応じます。(月1回)	

## (2) 地域福祉権利擁護事業

判断能力が充分でない高齢者や障害者を対象に、安心できる地域生活を支援するために、本人との契約により下表のサービスを行います。また、対象拡大事業として、判断能力のある身体障害者や高齢者にも同様のサービスを実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 福祉サービス利用援助	(1)福祉サービス利用方法や手続きに関する相談、利用料の支払いを行います。	
2 日常金銭管理	(1)日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いを行います。	
3 書類等預かりサービス	(1)年金証書や保険証書など日頃使わない大切な書類の預かりを行います。	

## (3) 成年後見制度利用推進事業

制度を必要とする方が適切に制度利用につながるよう、相談支援業務を行うとともに関係機関とのネットワークづくりにも力を注ぎます。

項目	内容	重点・変更点など
1 成年後見専門相談	(1)専門職が相談員として、成年後見制度申し立て、親族後見人等の相談に応じます。	
2 後見人サポート事業	(1)専門職後見人等との連絡会を行います。(年1回)	
3 権利擁護サポーター養成、市民成年後見人の育成講座	(1)サポーター養成講座を通じ、広く権利擁護活動に関わる人材を掘り起し、市民成年後見人の育成に繋がる流れを作ります。	
4 法人後見監督等	(1)市民成年後見人が成年後見人を受任する場合に、法人後見監督業務を実施します。	○法人後見のあり方を検討します。

## (4) 市民啓発事業

きよせ権利擁護センターの事業を周知するために「市民向けセミナー」及び「出前講座」を行います。また、地域で安心して暮らすための「架け橋」として、地域福祉権利擁護事業の周知を強化していきます。



## 10. きよせ社協地域包括支援センター(清瀬市受託事業)

- (1) 医療・保健・福祉等さまざまな視点から総合的に支援する体制を作り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社協エリアの地域づくりを手始めとした地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項目	内容	重点・変更点など
1 一般介護予防事業	(1)長く自立生活が送れるように介護予防への自発的な取り組みを促すなど、メニューの普及や啓発を行っていく。	
2 介護予防ケアマネジメント事業	(1)要支援者1及び2、または介護予防生活支援サービス事業対象者と認定された利用者の委託を受けてのケアプラン作成及び各種ケアマネジメント	
3 包括的・継続的ケアマネジメント事業(ケアマネジャー連携・支援及び支援ネットワークづくり等)	(1)高齢者が住みなれた地域でその人らしく暮らせる地域となるためケアマネジャーの連携及び支援を強化 (2)地域ケア会議などの実施による自立支援型ケアマネジメントの強化	○ケアマネット清瀬、社協の地域福祉推進事業等との連携を推進します。
4 総合相談支援事業・ふれあいネットワーク事業	(1)各種福祉サービスの申請代行 (2)高齢者福祉サービスの情報収集及び情報提供と利用者のニーズの的確な把握 (3)地域で見守りを行なう「ふれあい協力員等」との連携及び事業周知活動推進	○ふれあい協力員や関係者との連携促進
5 権利擁護事業	金銭管理や契約などに不安がある高齢者や虐待被害に遭っている高齢者等の権利を守るための支援を実施する。 (1)成年後見制度等の利用支援 (2)消費者被害防止への対応 (3)高齢者虐待防止への対応	○権利擁護センターや消費生活センター等との連携促進 ○消費者被害防止、虐待防止等の啓発活動推進
6 地域包括ネットワークの構築	(1)清瀬市地域包括支援センター運営協議会への参加と連携促進 (2)専門職種会議への参加 (3)3ヶ所の地域包括支援センターとの連携促進 (4)医療機関と介護サービス事業者など多職種連携の推進 (5)地域ケア会議の開催	

項目	内容	重点・変更点など
7 第2層生活支援コーディネーター業務	<p>地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に向けたコーディネート機能を担い、「支えあいの地域づくり」の推進を図ります。</p> <p>(1) 地域資源及び地域支援ニーズの把握に関すること。</p> <p>(2) 地域に不足する生活支援サービス等の創出に関すること。</p> <p>(3) 生活支援サービス等の担い手の養成に関すること。</p> <p>(4) 生活支援サービス等の担い手が活動する場の確保に関すること。</p> <p>(5) 事業主体間の情報共有及び連携強化等に関すること。</p> <p>(6) 地域支援ニーズと事業主体の活動のマッチングに関すること。</p> <p>(7) その他、地域の支え合い体制づくり等に必要なこと。</p>	

## 11. 清瀬市障害者福祉センター

『ともに歩む仲間 ～センターから地域に笑顔を～』

指定管理者として、地域の障害福祉の拠点となるべく事業を展開します。

### (1) 福祉センター全体として取り組むこと

項目	内容	重点・変更点など
1 運営委員会	(1)障害者福祉センターの適正かつ円滑な運営のための協議を行います。	
2 障害福祉サービスの提供	(1)障害者総合支援法に則って障害福祉サービスを提供します。	○法令等の遵守を念頭に、市の所管課と連携して事業を運営します。
3 地域との交流	(1)ふくしセンターまつり (2)地域交流事業（センター見学と体験） (3)近隣小学校との交流会の実施 (4)小学校の総合学習の一環として、見学を受け入れる。 (5)地域で開催されるイベント等への参加	○福祉センターについて知ってもらうことを通して、障害福祉や共生社会への理解・関心を深められるよう努めます。
4 実習生等の受け入れ	(1)社会福祉士養成実習（法人で受け入れ） (2)近隣事業所との職員交換研修 (3)公務員研修（人事院、清瀬市、教職員） (4)介護等体験 (5)ボランティア体験 (6)職場体験（中学生）	○障害福祉や共生社会への理解・関心を得るため、福祉専門職以外の実習におけるプログラムの更新に取り組みます。
5 情報発信	(1)ホームページや広報紙を活用して、情報を発信します。	○定期的な更新と見やすい画面の構成に努めます。
6 業務環境の改善	(1)事業所を横断する協議体を活用し、組織の活性化に取り組みます。 (2)支援業務の標準化を検討します。 (3)年2回、全職員を対象とした研修を実施し、虐待防止や支援の質の向上に努めます。 (4)利用者に安定したサービスを継続して提供できるよう、組織体制の改善に取り組みます。	○職員が研修参加の機会を得られるよう、センター全体で協力体制を整えます。 ○研修の成果を業務に活かせるよう、伝達研修の実施方法を工夫します。



(2) 管理係

事務職員、管理栄養士、看護師を配置し、センター全体の庶務業務、給食サービス業務、看護業務等を実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 会計管理	(1)より適正な予算執行、会計管理を目指し、手順や管理体制を見直し、効率的且つ適正な処理を行います。 (2)引き続き経費削減に勤める観点から、積極的に情報収集・検討を行います。 (3)財務会計システムの更新に対応します。	○処理手順書の運用
2 施設設備備品管理	(1)安心、安全な環境を継続的に提供することを目標に、施設、設備の予防措置、老朽化への対応、効率的且つ適正な施設設備管理を目的とした修繕履歴の整理・活用を図ります。	
3 支援システム運用	(1)システムリプレイス後の円滑な運用に取り組みます。	
4 業務の標準化	(1)各種業務マニュアルの見直し作業を継続します。	
5 給食サービス	(1)安心して食べられる給食を、安定して提供します。 (2)食事を通じた健康管理について、利用者に個別に提案します。	○利用者の身体状況や摂食・嚥下機能に応じて、食形態などを工夫します。 ○一人ひとりに合った給食を提供するため、各事業所と情報を共有します。
6 送迎サービス	(1)送迎車を安全に運行します。	○交通法規遵守と安全運転に努めます。
7 保健・衛生管理	(1)医療的ケアが必要な利用者の支援 (2)嘱託医、嘱託歯科医、専門機関との連携 (3)感染症対策をはじめとした、センター全体の衛生管理を行います。	○「もしもマニュアル(緊急対応マニュアル)」を定期的に見直し、更新します。 ○各事業所と連携・情報共有し、安心してサービスを利用できるよう努めます。

(3) 第1係

○清瀬ひまわり園（生活介護事業）

主に重度の知的障害者を対象に、個別支援計画に基づき、日常生活上必要な介助を行い、社会参加の機会を提供します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者の障害特性・能力・生活状況等に即したサービスを提供します。 (2)季節のイベントなど、利用者が楽しめる行事を実施します。 (3)ADLの維持向上を目標に、日常生活上の介助・支援を行います。	○利用者ご本人の日々の生活が充実することを第一にサービスを提供します。
2 多職種・機関との連携	(1)利用者家族、支援機関などと連携し、日中活動支援の充実を目指します。	○意思疎通が困難な利用者であっても、本人の利益を最優先に考え、支援にあたります。
3 支援環境の向上	(1)強度行動障害支援者養成研修の受講修了者を継続して増やし、支援体制の充実を図ります。 (2)近隣市の事業所との職員交換研修に職員を派遣し、業務改善のためのヒントを得ます。	○研修で得たものを広く共有し、業務の改善に継続して取り組んでいくため、伝達研修の方法を工夫します。

(4) 第2係

○相談支援事業所（一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援事業）

日常生活上の困りごとや福祉サービス利用に係る相談に応じます。

サービス等利用計画を作成します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者本人の意思を尊重し、本人の立場に立って、相談に応じます。 (2)エンパワーメントの視点から、利用者と共に問題の解決に取り組みます。	○相談支援事業所として、地域の実情を踏まえた支援を行います。
2 多職種・分野との連携	(1)虐待などの困難ケースに適切に対応するため、関連する多職種・機関と連携します。 (2)障害児者の包括的な支援を行うため、児童、高齢、保健、権利擁護センター、ボランティアセンターなど多分野の機関と連携します。	○学齢期から、いわゆる『8050問題』まで、様々な世代の相談に対応するため、幅広い連携に努めます。



項目	内容	重点・変更点など
3 資源開拓・情報提供	(1)さまざまな社会資源を新たに地域の福祉につなげるため、情報収集に努めます。 (2)取得した情報を利用者や支援機関に提供し、共有します。	○利用者の『居場所』の選択肢を広げます。

○学童クラブのびのび（放課後等デイサービス事業）

障害児を対象に、療育に重点を置いた支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)年齢や障害の異なる子どもたちが一緒に過ごす中で、友だちとの関わりを楽しめるようなプログラムを提供します。 (2)集団生活のルールを身につけられるように支援を行います。 (3)年間を通じて様々な経験を得られるプログラムを作成・提供します。 (4)利用者個々の障害特性に合わせた支援プログラムを提供します。	○利用者相互の交流を支援します。 ○集団生活への適応や発達支援に重点を置き、個々の障害特性や発達段階に合わせた支援を行います。
2 就学前支援施設との連携	(1)就学前児の支援を行っている機関と連携します。 (2)利用者に関わっている多職種・機関と連携します。	○就学前施設の訪問や関係機関とのケース会議を通じて、利用者に対して一貫性のある支援を行う環境を整えます。

○同行援護事業所（同行援護事業）

主に重度の視覚障害者を対象に、外出時の支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者のニーズを適確に把握し、利用者の意思を尊重した支援を行います。	
2 職員研修	(1)虐待防止、障害特性の理解等の研修を行い、従業者の支援の質の向上に努めます。	○支援に具体的に關わる研修を定期的に行うことで、従業者の支援の質の向上に努めます。
3 他事業所との連携	(1)事業者連絡会に参加し、事業運営やサービス提供の実際に係る事例検討・情報交換等を行います。	○地域の現状を把握するための情報収集を行います。
4 周知活動	(1)市内のイベントなどで広報活動を行い、制度の普及啓発に努めます。	



○移動支援・生活サポート事業

主に知的障害者を対象に、外出時の支援を行います。

障害福祉サービスの対象とならない障害者を対象に、家事に関する見守り等の支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者のニーズを適確に把握し、利用者の意思を尊重した支援を行います。	
2 職員研修	(1)虐待防止、障害特性の理解等の研修を行い、従業者の支援の質の向上に努めます。	○支援に具体的に關わる研修を定期的に行うことで、従業者の支援の質の向上に努めます。
3 周知活動	(1)市内のイベントなどで広報活動を行い、制度の普及啓発に努めます。 (2)生活サポート事業の利用者開拓に努めます。	

(5) 第3係

○機能訓練事業所（自立訓練（機能訓練）事業）

主に身体障害者を対象に、個別支援計画に基づき、身体機能に合わせた個別訓練や介護に関する相談・指導を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者の持てる能力・残存機能が最大限発揮できるよう、効果的な個別訓練を実施します。	○心身のリハビリを通して、利用者が地域で主体的に生活できることを目標とします。
2 ニーズの把握・利用者の開拓	(1)清瀬市や近隣市の所管課、相談支援事業所等への情報提供を行い、新規利用者の獲得に努めます。 (2)利用終了後にアフターフォローの場を提供します。	○利用者獲得のため、地域のニーズ把握に努めると共に、事業の実施方法等を見直します。
3 他機関・事業所との連携	(1)介護予防関連の地域活動に理学療法士を派遣します。 (2)センター内の他事業所との連携を検討します。	○理学療法士を派遣する際に広報活動を行い、機能訓練事業の周知および利用者獲得に努めます。

○生活介護事業所（生活介護事業）

主に重度の身体障害者を対象に、個別支援計画に基づき、日常生活上必要な介助を行い、社会参加の機会を提供します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者の障害特性・能力・生活状況等に即したサービスを提供します。 (2)季節のイベントなど、利用者が楽しめる行事を実施します。 (3)個々の身体機能や生活動作に合わせた介助・支援を行います。	○利用者一人ひとりの状況に合わせて日常生活が送れるよう支援します。 ○季節の移り変わりを楽しめる活動を提供します。
2 重複・重度障害者への対応整備	(1)重度・重複障害を持つ利用者への支援体制を整備します。	○看護師をはじめとした多職種および他の支援機関との連携を強化します。
3 入浴サービスの安定した供給	(1)入浴介助マニュアルを更新し、支援方法の標準化に努めます。	○事業所の業務として安定したサービス提供を継続するため、センター全体で協力しあえる体制を整えます。